

社会福祉法人 誠信会 定款

第1章 総則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉法で定められた次の社会福祉事業を行う。

(1) 第1種社会福祉事業

- (イ) 児童養護施設の経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第2種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンター事業の経営
- (ロ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヘ) 一般相談支援事業の経営
- (ト) 特定相談支援事業の経営
- (チ) 障害児相談支援事業の経営
- (リ) 児童家庭支援センター事業の経営
- (ヌ) 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス事業）の経営
- (ル) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ヲ) 小規模保育事業の経営
- (ワ) 一時預かり事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人誠信会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって群生和楽を基本理念として地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組を、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極

的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を静岡県富士市比奈に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 理事会は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合に、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の評議員1人当たりの各年度の総額が100,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(会議)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、評議員の互選により選任する。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、

評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 15 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6 名以上 8 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 16 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 17 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を円滑に執行するため分担を明確にする。

3 理事長は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、法人の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 18 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 19 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに

関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第 15 条に定める範囲の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 20 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障等のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 21 条 理事及び監事に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第 22 条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(職員)

第 23 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長、事務局長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(会議)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、会議の議長となる。ただし、理事長に事故があったときは、常務理事がその職務を代行する。

(決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 29 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の 3 種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 30 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、富士市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、富士市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財

産を担保に供する場合で、当該滋養計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第 31 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この法人の事業計画書、収支予算書類については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、法人本部に、当該会計年度が終了までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 33 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- (7) その他、監事が必要と認めた資料

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を法人本部に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を法人本部に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事、監事、評議員及び顧問の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 35 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 37 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 障害者就業・生活支援センター事業
- (3) 障害児者ライフサポート事業
- (4) 地域生活支援事業
- (5) 地域包括支援センターの事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 解散

(解 散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人等に帰属する。

第 9 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、富士市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を富士市長に届け出なければならない。

第 10 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 41 条 この法人の公告は、社会福祉法人誠信会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	長谷川明德
理事	斎藤佐一
〃	斎藤芳郎
〃	斎藤貞作
〃	清水怜
監事	神尾益
〃	戸塚一雄

附 則

平成 10 年 12 月 4 日付け定款変更認可申請に係る評議員会新設に伴い選任される評議員の任期は、定款第 18 条の規定にかかわらず、平成 11 年 10 月 27 日までとする。

別表

(1) 建物

番号	所在	構造	種類	床面積	適要
1	静岡県富士市 比奈字泉 1354 番地 1352 番地 1	鉄筋コンクリート造アルミニウム板葺 4 階建	養護所	m ² 1,645.50	家屋番号 1354 番の 3 誠信少年少女の家収容管理棟
2	静岡県富士市 比奈字泉 1354 番地	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ 鋼板葺平家 建	集会所	m ² 51.84	家屋番号 1354 番 2 誠信少年少女の家学習室
3	静岡県富士市 大淵字岩倉 4632 番地 5 4632 番地 1	鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板 葺平家建	作業所	m ² 336.80	家屋番号 4632 番 5 の 2 附属建物 1 岩倉学園 作業所
4	同上	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ 鋼板葺平家 建	集会所	m ² 39.74	家屋番号 4632 番 5 の 2 附属建物 2 岩倉学園 学習室
5	同上	軽量鉄骨造 亜鉛メッキ 鋼板葺平家 建	作業所	m ² 80.58	家屋番号 4632 番 5 の 2 附属建物 3 富士和光学園 作業棟
6	同上	鉄骨造石綿 セメント板 葺 2 階建	事務所	m ² 81.24	家屋番号 4632 番 5 岩倉地区 事務所
7	同上	鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板 葺 2 階建	共同住 宅 ・ 会議 室	m ² 325.08	家屋番号 4632 番 5 附属建物 1 富士和光学園 職員宿舎

番号	所在	構造	種類	床面積	適要
8	静岡県富士市 大淵字岩倉 4632番地1	鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板 葺平家建	車庫	m ² 200.00	家屋番号 4632番1の2 車庫
9	静岡県富士市 大淵字岩倉 4632番地6	鉄筋コンク リート造陸 屋根平家建	知的障 害者更 生施設	m ² 1,234.75	家屋番号 4632番6の1 富士和光学園収容管理棟
10	同上	鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板 葺平家建	知的障 害者更 生施設	m ² 165.00	家屋番号 4632番6の2 富士和光学園作業訓練棟
11	同上	鉄骨鉄筋コ ンクリート 造亜鉛メッ キ鋼板葺平 家建	知的障 害者更 生施設	m ² 127.96	家屋番号 4632番6の3 富士和光学園作業訓練棟
12	静岡県富士市 大淵字岩倉 4632番地6 4632番地7 4632番地8 4632番地9	鉄筋コンク リート造陸 屋根スレー ト葺2階建	知的障 害者更 生施設	m ² 1,374.01	家屋番号 4632番6の4 富士本学園 収容管理棟
13	同上	コンクリー トブロック 造・スレー ト葺平家建	ガス供 給室	m ² 9.00	家屋番号 4632番6の4 附属建物1 富士本学園 ガス供給室
14	同上	鉄骨造亜鉛 メッキ鋼板 葺平家建	養護所	m ² 97.20	家屋番号 4632番6の4 附属建物2 富士本学園 機能回復訓練棟

番号	所在	構造	種類	床面積	摘要
15	同上	軽量鉄骨 造亜鉛メ ッキ鋼板 葺平家建	作業所	m ² 79.49	家屋番号 4632番6の4 附属建物3 富士本学園作業棟
16	静岡県富士 市大淵字岩 倉 4632番地1	鉄筋コン クリート 造陸屋根 平家建	養護所	m ² 2,112.12	家屋番号 4632番1 富士楽寿園収容管理棟
17	同上	コンクリ ートブッ ロク造陸 屋根平家 建	機械室	m ² 33.00	家屋番号 4632番1 附属建物1 富士楽寿園機械室
18	同上	鉄筋コン クリート 造陸屋根 平家建	共同住宅	m ² 84.08	家屋番号 4632番1 附属建物2 富士楽寿園職員宿舎
19	同上	鉄筋コン クリート 造陸屋根 平家建	寄宿舍	m ² 68.65	家屋番号 4632番1 附属建物3 富士楽寿園職員宿舎
20	同上	鉄骨造ス レート葺 陸屋根2 階建	集会所	m ² 181.34	家屋番号 4632番1 附属建物4 富士楽寿園地域交流室
21	静岡県富士 市 三ツ沢字片 曾 217番地2	鉄骨造ス テンレス 鋼板葺平 家建	養護所	m ² 693.50	家屋番号 217番の2 ふじみ台テイクアウトセンター
22	静岡県富士 市大淵字岩 倉 4632番地5 4632番地1 8054番地2	鉄骨造ア ルミニウ ム板ぶ き平家建	養護所	m ² 1113.53	家屋番号 4632番の1の3 岩倉学園収容管理棟

番号	所在	構造	種類	床面積	摘要
23	静岡県富士市大淵字辻畑 2710番地3 2697番地9 2710番地1 2710番地6	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建	養護所	m ² 1463.11	家屋番号 2710番3 かたくら明和園収容管理棟
24	静岡県富士市大淵岩倉 4632番地6	コンクリートブロック造陸屋根平屋建	ポンプ室	m ² 11.35	家屋番号 4632番6の2 付属建物1 和光学園 ポンプ室
25	静岡県富士市大淵字辻畑 2710番地2、2710番地1、2710番地7	木造合金メッキ鋼板ぶき2階建	養護所	m ² 433	家屋番号 2710番2 くろーばー
26	静岡県富士市一色萩ノ原 168番の7	軽量鉄骨造スレートぶき平屋建	養護所	m ² 265.78	家屋番号 168番地7 結
27	静岡県富士市一色萩ノ原 168番地1	木造スレートぶき2階建	保育所	m ² 196.78	家屋番号 168番1 つぐみ

(2) 土地

番号	所 在	面 積	摘 要
1	静岡県富士市大淵字岩倉 4632 番 8	m ² 126	山林 富士本学園敷地
2	静岡県富士市大淵字岩倉 8043 番 2	m ² 844	山林 富士和光学園敷地
3	静岡県富士市大淵字岩倉 8044 番 3	m ² 44	山林 富士和光学園敷地
4	静岡県富士市大淵字岩倉 8045 番 2	m ² 268	山林 富士和光学園敷地
5	静岡県富士市大淵字岩倉 8054 番 2	m ² 1,921	山林 岩倉学園敷地
6	静岡県富士市大淵字岩倉 8054 番 3	m ² 128	山林 岩倉学園敷地
7	静岡県富士市大淵字岩倉 4632 番 7	m ² 1,937	山林 富士本学園敷地
8	静岡県富士市大淵字岩倉 4632 番 9	m ² 712	山林 富士本学園敷地
9	静岡県富士市大淵字岩倉 8043 番 3	m ² 47	山林 富士和光学園敷地
10	静岡県富士市大淵字岩倉 8044 番 2	m ² 121	山林 富士和光学園敷地
11	静岡県富士市大淵字岩倉 4632 番 10	m ² 4,245	山林 富士本学園敷地
12	静岡県富士市三ツ沢字片曾 217 番 2	m ² 1,566.76	宅地 ふじみ台敷地
13	静岡県富士市三ツ沢字片曾 217 番 11	m ² 359.00	雑種地 ふじみ台敷地
14	静岡県富士市三ツ沢字片曾 217 番 18	m ² 3.01	宅地 ふじみ台敷地
15	静岡県富士市三ツ沢字片曾 217 番 19	m ² 61.87	宅地 ふじみ台敷地
16	富士市一色字荻ノ原 168 番 7	m ² 663.02	宅地 結敷地
17	富士市一色字荻ノ原 168 番 1	m ² 330.50	宅地 つぐみ敷地

18	富士市一色字萩ノ原 168 番 8	m ² 404	雑種地 つぐみ敷地
----	-------------------	-----------------------	--------------